

中央小学校いじめ防止基本方針

令和8年6月12日改定

中央小いじめ防止・対策委員会

1章 本校におけるいじめ防止等のための基本的な考え方

本校における「いじめ防止基本方針」の改定は「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を行う。

○すべての児童がいじめに向かわない

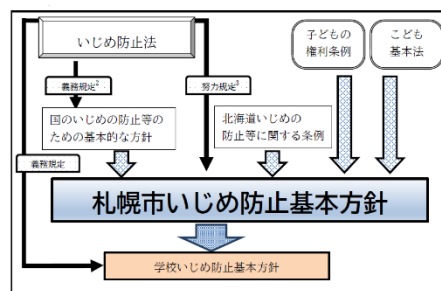
○いじめられたときは誰かに相談できるよう、安心し日々の生活を送ることができるように、

法の理念に基づき、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図る。また、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことを踏まえ、

○いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動

○「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをしていない子ども」など、全ての立場の児童を対象とした指導を行う。

本方針はPDCAサイクルに基づいて定期的に評価し、見直しを図る。取組の成果検証を行うために、学校評価項目にいじめの防止等の取組に関する項目を位置付け、取組の改善につなげる。



1. いじめの定義及び基本理解

1-1 いじめの定義（いじめ防止法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

1-2 いじめの基本理解

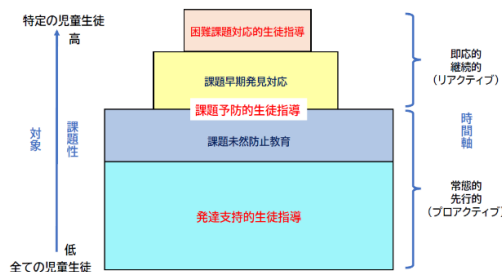
個々の行為がいじめに当たるかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。「いじめ」には、多様な態様があり、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

- いじめが見えないところで発生している場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- インターネット等を通じて行われた行為において、当該児童が行為を知らずにいても、いじめる行為を行った児童に教育的指導を適切に行う。
- けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を探り、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめにあたと判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も検討する。その場合も、校内のいじめ対策委員会へ情報共有する。

2章 本校におけるいじめ防止基本方針と具体的な取組

1. 実効性のある方針として

生徒指導提要における生徒指導の重層的支援構造に基づき、全ての児童に向けた「自分も人も大切にする」



「いじめに向かわない」等の発達支持的生徒指導、課題未然防止教育から、教職員も児童も「いじめを許さない・見逃さない」等の課題早期発見対応（課題予防的生徒指導）、いじめやいじめにつながる行為が見られた際に「その場で指導する」「組織的な対応を行う」等の困難課題対応の生徒指導を考慮して具体的な対応を考える。

2. 具体的な取組

2-1 いじめに向かわないための土壌づくり

(1) 子どもの安心を支える学年・学級づくり

1節「知ろう」の時期を中心に挨拶・授業中の話し方や聞き方の指導、校内における言語環境や規律の整備等、温かい人間関係の構築を目指した指導を行う。安心して生活できる環境を整えるとともに、二期四節や発達段階に合わせて、「互いの違いを知る」「違いを肯定的に受け入れる」「互いのよさを認め合う」ことで集団の一員としての自覚や自信をもてるように学年・学級経営に努める。

(2) 子どもが声を上げることができる環境づくり

教育活動を貫く重点として挙げられた「子どもの声を聴く」。一人一人が自らの思いを表現できるよう、ICTも活用し、いつでも、誰でも自らの思いを発信できるようにする。

(3) さっぽろっ子宣言「プラスのまほう」を生かした自治的な活動の推進

児童会を中心とした自治的・自発的な活動を支え、あいさつ運動や「子どもの命の大切さを見つめなおす月間」における具体的な取組を推進する。一人一人が「自分も相手も大切にしたい」ための取組を教職員も一緒になって取り組む。「みんなのために考え、動く」という経験から、自己有用感を高め、人の役に立つことに価値を見出す心情を育てる。

2-2 いじめの防止のための取組

(1) いじめについての理解を深める指導

いじめに関わる未然防止教育の計画を作成し、年度当初の学年・学級開きの際に「いじめとは何か」「学校としていじめを絶対に許さない・見過ごさない」ということを児童に伝え、児童とともに安心して生活できる環境を整える。発達段階に合わせて、被害者・加害者だけではなく、はやし立てる「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在やそれぞれの立場に立って考える機会をつくり、児童とともに安心して生活できる環境を整える。

また、悩みやいじめに関するアンケートを指導の機会と捉え、実施後に、「学年として大切にしたいこと」や「自分も相手も大切にすること」を指導する。

(2) いじめを許さない、起きにくい環境づくり

教育説明会等の機会に保護者や地域に向けていじめに対する学校としての取組について説明し、共通理解を図り、連携・協働していじめの防止にあたる体制づくりにつなげる。

(3) 豊かな心の育成

特別の教科道徳教育をはじめとする豊かな心の育成に、教育活動全体を通じて取り組む。特に、「命の大切さ」「思いやりの心」に重点を置いて指導を行う。

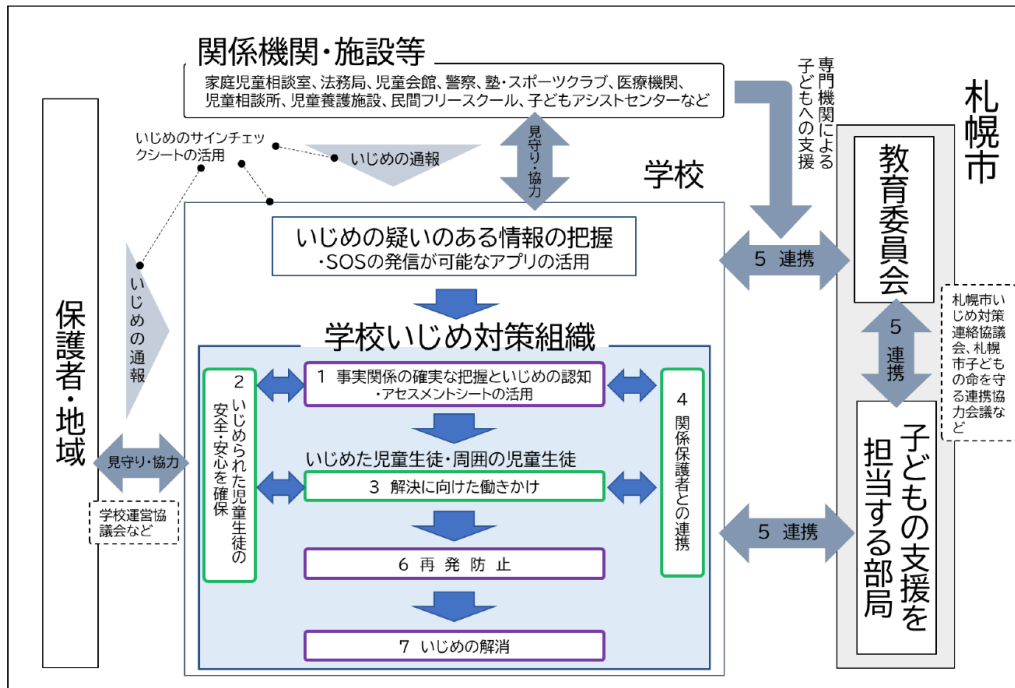
(4) インターネットやSNS等でのいじめの未然防止

インターネットやSNS等は把握しにくい、不特定多数の人へ広がる等の特徴を踏まえ、デジタルシティズンシップ教育を推進し、出前授業等外部との連携を行う。

2-3 いじめの早期発見への取組

- (1) 札幌市教育委員会における悩みやいじめに関するアンケートに加え、学校独自に2回のアンケートを実施する。また、札幌市教育委員会におけるアンケートの際は、全児童の面談を行い、実態を把握するとともに、子どもの内面を探ることができるようにする。
- (2) 「いじめはどの子にもどこの学校にも起こりうる」「いじめは見つけにくい」という認識の下、小さなサインを見逃さないようにする。日常からいじめにつながる行為やからかい等、気になる行為や問題行動があった際には、教職員全体で情報を共有する。全職員で児童全員を見守っていきけるよう、観察や声掛け等を行う。

2-4 いじめが起きた際の対処



- ① (断定できないものも含む) いじめの疑いがある場合、アセスメントシートを活用し、確実に事実関係の把握を行う。いじめ防止・対策委員会にて、いじめとして対応すべき事案かを判断する。また、組織的な対応を行うため、学年共有、生徒指導主任へ報告を行い、学校いじめ対策組織においていじめの認知を行う。
- ② いじめられた児童に寄り添い、安全と安心を確保する
養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う
- ③ いじめ防止・対策委員会(※「3. いじめの防止等のための組織について」を参照)を組織
・関係児童の聞き取りや指導内容、関係機関との連携について検討
※構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議開催。
その場合は定例の委員会で再度確認。
- ④ 関係する保護者への状況説明と今後の対応についての協力の要請(被害児童・加害児童共に)
- ⑤ 個々のケースに合わせて関係機関との連携
- ⑥ 再発防止に向けた保護者への対応依頼、学年・学級指導の内容についての検討
・いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者の面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童に対しても、内面に抱える不安、ストレス等を受け止めた上で指導を行う。また、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、連携して指導と見守りを行う。
- ⑦ いじめの継続がないか被害児童、保護者との面談等で解消の確認
・事案対処後3か月を目途として確認を行い、いじめが解決したと思われた後も、定期的に情報共有を行い、いじめの再発がないか注意深く対応する。
・加害児童に対してもその後の様子を観察し、面談を行うなど継続的に関わりいじめの再発防止に努める。

3章 本校におけるいじめ防止等のための対策組織

1. 学校いじめ対策組織の設置と構成

- (1) 本校における学校いじめ対策組織をいじめ防止・対策委員会とする。
- (2) 校長を責任者として「いじめ防止・対策委員会」を校内に設置する。いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター、特学主任、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとし、該当児童の担任で構成する。校長不在の際は、教頭もしくは主幹教諭がその役割を担う。また、必要に応じて、教育委員会や弁護士などの外部専門家等や地域の関係者などに相談し、助言を得るとする。
- (3) 主任会が情報共有や情報発信の場としていじめ防止・対策委員会の一役を担い、毎月1回の定例会を行う。いじめの見逃しや一部の教員の抱え込みを防ぐためにも、主任会が中心となって情報共有するほか、日常的な学年担任団における児童情報の交流、年に2回の全職員における児童情報交流会を行う。

2. 学校いじめ対策組織の会議

- (1) 主任会が情報共有や情報発信の場としていじめ防止・対策委員会の一役を担い、毎月1回の定例会を行う。いじめの認知件数やその解消について、個別の対応状況について確認する。
- (2) その他、いじめの疑いがある場合等、速やかに委員会を開催し、対応について検討する。
- (3) いじめに関わるアンケート実施後にアンケート結果や面談の内容について検討する。
- (4) 会議録を作成し、校長の決裁を得る。個別の対応については会議録とは別に作成する。

3. 組織の主な役割

- (1) 2章における具体的な取組を推進し、教職員の対応力の向上、保護者や児童への周知・啓発を行う。
- (2) いじめ基本方針の作成、実行、検証および修正を行う。未然防止教育の計画を作成し、学校評価を通して見直しを行う。
- (3) 以下の項目について取り組むことで、学校・保護者・地域が協働して取り組むことができるように校内の調整や周知・徹底を行っていく。

- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのための組織と活動内容について、児童、保護者へ説明
- 教職員の児童理解、対応力向上を目指し、生徒指導に関わる校内研修を実施
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、本組織の活動や教師の対応力向上、個別ケースの対応における指導助言を参考に組織的対応を行う
- 主体的に授業や行事に参加できるようにしたり、児童の自治的な活動を推進し、互いに認め合う人間関係を育んだりできるように、各校内分掌と連携を図る
- 特別支援コーディネーターとともに様々な理由で配慮が必要な児童についての理解を深め、適切な指導や支援を行うことができるようにする
- デジタルシティズンシップ教育を推進し、児童の発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

4. パートナー校、家庭、地域、その他関係機関等との連携

- いじめを把握した際には、軽微なものを除き、文書で速やかに教育委員会に報告する。
- いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合、重大事案につながる可能性がある事案については、対応について教育委員会と協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必

要に応じて児童相談所、家庭児童相談室、警察等の関係機関と連携して対処する。

○放課後等、少年団や児童会館、習い事など、学校外でいじめが発生した場合も可能な限り関係者と連携を図って対処する。

○パートナー校との連携を図り、デジタルシティズンシップ教育を推進するとともに、いじめに関する情報を確実に引き継ぐ。

4章 いじめの重大事態への対処

1. 重大事態発生に関わる対応

いじめの重大事態と判断させる場合には、札幌市教育委員会と連携し、委員会の指示に従って必要な対応を行うものとする。なお、国のガイドラインにある事例に無いものやそれを下回る程度の被害、いじめが主たる要因と捉えられない被害であっても、疑いがある段階で教育委員会と協議し丁寧に対応する。また、触法事案など警察等の捜査機関が関与している事案についても、重大事態に該当する場合には、捜査機関の捜査と並行して調査を実施する。

重大事態とは

①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には次の様なケースなどが想定される。・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、年間30日(※)を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、早い段階(3~5日程度)で教育委員会に報告、相談するとともに、一定の日数が累積し、登校が見通せない場合には、重大事態が発生したものとして30日に至る前から調査に向けた準備を行う。

※不登校の定義：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

2. 重大事態調査について

(1)札幌市教育委員会の指導のもと、事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実に向き合うとで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものとする。

(2)対象児童生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、重大事態調査を実施する。調査方法等については、調査していること自体を明らかにしないなど、対象児童生徒や保護者の意向を踏まえ、工夫して進められることについて、事前に当該児童及びその保護者に説明する。

(3)いじめられた児童生徒から十分に聴き取りを行うとともに、必要に応じて在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手する。

(4)調査の進捗及び調査結果は、学校から被害児童及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報提供を行うものとする。

(5)重大事態調査を実施することになった場合には、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど、並行して対処できる体制を構築する。

いじめの未然防止と早期発見・対応に向けた取組

いじめ防止対策委員会

○定例会議

学年主任会において定例のいじめ防止・対策委員会を開催（毎月1週目を目安に行う）。

○臨時招集会議

その他、いじめの可能性を含む事例が発生した際に適宜招集する。

日程	いじめ防止・対策委員会	児童に関わる未然防止・早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月6日(月)	いじめに関わる研修 「いじめとは?」「いじめの対応」 *中央小学校いじめ防止基本方針の確認		
4月 職員会議	R8年度 運営計画の提案		
4月7日(火)	分担ごとの計画案作成		
4月2週目、3週目	・懇談会における説明資料作成 ・4月の学級指導についての内容の作成 ・R8いじめ未然防止年間計画作成(時期、内容)	情報モラル教育(通年) SC教育相談(通年) 健康観察アプリ「シャボテンログ」(通年)	
4月21日まで		学年・学級指導「いじめて?」	
4月22~24日 懇談会にて	学校だより作成		いじめ対応、いじめ防止基本方針の説明
4月30日(木)	学校だより発行		いじめ対応に関して
5月15日(金)	いじめ防止・対策委員会(5月定例) ・継続対応の確認 ・いじめ未然防止指導計画案検討 ・「悩み・いじめアンケート」実施要領検討	道徳2年「いじめを生まない心」(ユニット教材)	
5月22日(金) 職員会議	いじめ未然防止指導計画提案 ・第1回「悩み・いじめアンケート」実施要領提案		
6月12日(金)	いじめ防止・対策委員会(6月定例) ・アンケート調査実施に関わって ・いじめ解消に関わる確認	道徳4年「いじめを生まない心」(ユニット教材)	
6月19日(金)	児童聞き取り、シート記入研修		「いじめ防止基本方針」(改訂版)HP更新
6月26日(金)		第1回アンケート配信 29日(月)締切 (1~4年、6年)	5年宿泊学習のため 7月3日(金)アンケート配信
6月29日(月)	(6月29~30日滝野宿泊学習 7月1日振り替え休日)	第1回アンケート配信 29日(月)締切 (1~4年、6年)	7月6日(月)締切 7月7日(火)~回答確認
6月29日~ 7月3日	児童との面談	第1回アンケート配信 29日(月)締切 (1~4年、6年)	関係する保護者への連絡
7月1日(水)	いじめ防止・対策委員会(7月定例) ・アンケート実施状況の結果確認 ・回答結果・即対応事案確認 ・学校中間評価項目検討	アンケート回答提出確認	
7月8日(水)	いじめ防止・対策委員会 ・面談・調査進捗確認・対応共有	道徳6年「いじめを生まない心」(ユニット教材)	
7月24日(金)	学校だより発行		学校だより 聞き取り終了報告
7月16日 ~30日	●市教委ファイル提出		学校中間評価アンケート

日程	いじめ防止・対策委員会	児童に関わる 未然防止・早期発見の取組	保護者・地域との 連携
8月24日 (金)		命の大切さを見つめなおす月間	
8月31日 (月)	いじめ防止・対策委員会(8月定例) ・継続対応の確認	道徳1、3～6年「いのちをかがやかせる」(ユニット教材)	
9月16日 (水)	学校評価全体会(中間評価)	学活「いのちの学習」(全学年 8～12月)	
10月14日 (水)	主任会 ・要配慮児童・継続対応の確認 ・第2回「悩み・いじめアンケート」 実施要領 検討	道徳1、3年「いじめを生まない心」(ユニット教材)	
11月4日(水)	いじめ防止・対策委員会(11月定例) ・アンケート調査に関わって ・いじめ解消に関わる確認	道徳5年「いじめを生まない心」(ユニット教材)	
11月13日 (金) 職員集会	・第2回「悩み・いじめアンケート」 実施要領提案		
11月20日 (金)		第2回アンケート配信	
11月24日～ 27日		児童聞き取り面談 ⇒学年共有	関係する保護者への連絡
11月27日 (金)	いじめ防止・対策委員会 ・アンケート実施状況の結果確認 ・回答結果・即対応事案確認	アンケート回答締め切り・提出確認	
12月2日(水)	いじめ防止・対策委員会(12月定例) ・要配慮児童・継続対応の確認 ・面談・調査進捗確認・対応共有 ・学校評価項目作成		学校年度末評価アンケート
11月26日～ 12月10日	●市教委ファイル提出		
12月25日 (金)	学校だより発行		学校だより 聞き取り終了報告
1月14日(木)	いじめ防止・対策委員会(1月定例) ・要配慮児童・継続対応の確認 ・第3回アンケート実施要領の確認		
1月29日(金) 職員集会	第3回「悩み・いじめアンケート」 実施要領提案		
2月5日(金)	聞き取り研修(学年研修で扱う)	アンケート配信	
2月8日(月)		アンケート回答締め切り・提出確認	
2月10日(水)	いじめ防止・対策委員会(2月定例) ・要配慮児童・継続対応の確認 ・アンケート実施状況の結果確認 ・回答結果・即対応事案確認	道徳2年「いのちをかがやかせる」(ユニット教材) 2・5年 SCによる授業	
2月8日(月) ～16日(火)		児童聞き取り面談 ⇒学年共有 対応について学年共有	関係する保護者への連絡
2月17日(水)	いじめ防止対策委員会		
2月11日～ 2月25日	●市教委ファイル提出		
2月26日(金)	学校だより発行		聞き取り終了報告
3月3日(水)	主任会 ・要配慮児童・継続対応の確認 ・次年度引継ぎ児童の確認 ・いじめ防止基本方針見直し		